

入札及び契約心得（平成 2 8 年 6 月 2 4 日）の一部改正について

1 改正の趣旨

(1) 電子入札の導入

物品調達等において、政府電子調達システム（GEPS）による電子入札、見積合わせを行うことを原則とする。ただし、引き続き、入札箱への投函等による紙による入札等もできることとする。

(2) 入札書における押印の廃止

入札書における押印を廃止する。

(3) 談合等の不正行為に関する特約条項の変更

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）の一部改正（令和元年法律第 4 5 号によるもの。令和 2 年 1 2 月 2 5 日施行の内容を、談合等の不正行為に関する特約条項（別紙第 1 5）に反映させるもの。

(4) その他

ア 説明会の規定の新設

契約に関して誤解を生じるおそれがある場合には説明会を行うこととする。

イ 情報システム等の調達に係るサプライチェーン・リスク対応の規定の新設

仕様書等において情報システム等の調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項の適用を要求している場合には、当該特約条項を付すこととする。

ウ 民法改正（かし担保責任の廃止と契約不適合責任の導入）への対応

民法改正によるかし担保責任の廃止と契約不適合責任の導入に伴い、関連規定を改正する。

エ その他

競争参加資格審査に関する規定等の規定ぶりを整理する。

2 施行日

令和 3 年 4 月 1 日（（3）については同月 8 日）